

第16号議案

関西広域連合広域計画の一部を変更する件

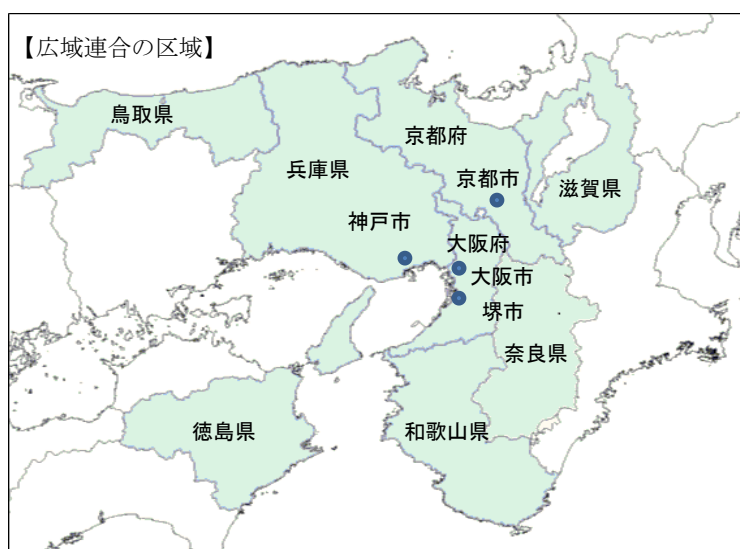
関西広域連合広域計画を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7第3項の規定により、議決を求める。

平成27年11月19日提出

関西広域連合長 井戸敏三

関西広域連合広域計画の一部を次のとおり変更し、この変更に係る関西広域連合規約改正の総務大臣許可があった日から施行する。

第1 広域計画の策定にあたっての1 設立の趣旨中「すべてが加入し」の次に「、さらに、平成27年中には奈良県が加入し」を、「事業執行力が」の次に「より一層」を加え、「2府5県」を「2府6県」に、【広域連合の区域】及び【域内の概要】を次のように改める。



【域内の概要】

人口：2,228万人（全国の17%）「平成22年国勢調査」
 面積：34,755km²（全国の9%）「平成26年全国都道府県面積調」
 総生産：823,917億円（全国の16%）「平成24年度県民経済計算」

第3 広域計画の対象区域中「ただし」の次に「、奈良県」を加える。

第7 広域連合のあり方の2 広域連合の今後の方向中「奈良県、」を削る。